

<b>県の責務 【条例第3条】</b>	① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
-------------------------	---

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】					
条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の取組概要	令和2年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和3年度の取組予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b>	県政情報の手話による発信等					
<b>【第8条第1項】</b> 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。	<b>① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映</b> テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの『パパに見えてきましたね』」(4分/週1回放映)と両番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの『パパに見えてきましたね』」(4分/週1回放映)と両番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して放送及び配信しました。	・テレビ放送により県が提供する情報番組及び同番組の録画配信において、引き続き、手話通訳を行う必要があります。	・テレビ放送により県が提供する情報番組及び同番組の録画配信において、手話を挿入して放送及び配信します。	戦略企画部	広聴広報課
	<b>② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保</b> 県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 手話通訳者の利用件数 0件	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	戦略企画部	広聴広報課
	<b>③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施</b> ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。	・知事定例記者会見において、手話通訳を配置しました。 ・新型コロナウイルス感染症に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置しました。	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・知事定例記者会見に手話通訳を配置します。 ・新型コロナウイルス感染症に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置します。	戦略企画部	広聴広報課
	<b>④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保</b> 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	各部局	
	<b>⑤ 文化施設における情報保障の推進</b> 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特徴をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	下記のとおり情報保障の推進を行いました。 ・「筆談にて対応可」の案内を掲示(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) ・手話研修の受講(総合博物館1人) ・手話通訳実施 ファンファーレ事業「里中満智子講演会」(10/25) 女性の面接相談(6/14 7/19 10/4 12/13 計4回) みえアカデミックセミナー2020オープニング講演会「小林弘幸講演会」(7/5) 全国図書館大会三重大会(11/21, 22)	・県立文化施設職員の手話研修受講や手話通訳の活用等に取り組みました。 ・引き続き、各施設の特徴をふまえた観覧環境の提供に努める必要があります。	・筆談や資料提示、手話研修の受講促進、手話通訳の活用に取り組むとともに、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	環境生活部	文化振興課

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度 of 取組概要	令和2年度(12月末時点) of 取組実績	取組の成果と課題	令和3年度の取組予定	部局名	課名
(続き)	(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>図書館…閲覧室各カウンターに利用者と筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」及び「コミュニケーション支援ボード」を設置。</li> <li>齋宮歴史博物館…字幕付き映像展示の実施</li> <li>総合文化センター…来館者への赤外線補聴援助装置の貸出、インフォメーション・チケットカウンター・各事務室に簡易筆談器（ボード）を設置。</li> <li>美術館、総合博物館・・・インフォメーションに簡易筆談器（ボード）を設置。</li> </ul>				
	<b>⑥ 選挙における情報保障の推進</b> 政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政見放送が認められている選挙は、実施されませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳や字幕の付与が認められている選挙が執行されることとなった場合には、当該制度が活用されるよう制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。</li> </ul>	選挙管理委員会	
	<b>⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進</b> 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」をふまえ、職員や一般の方を対象に「ユニバーサルデザインのまちづくり展示会～実技を通して介助ボランティアの輪を広げませんか?～」を開催し、情報提供ガイドラインやコロナ禍における聴覚障がい者への手話の利用も含めた介助方法などの啓発を行いました。また、参加者の必要な方に要約筆記による情報保障を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の利用を含めた介助方法の啓発とともにわかりやすい情報の提供やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催、運営に努めました。</li> <li>・引き続き、手話の利用を含めたわかりやすい情報の提供やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図ります。</li> </ul>	子ども・福祉部	地域福祉課
	<b>⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出</b> ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話付き映像作品等の無料貸出を行いました。</li> </ul> (12月末時点) 三重県聴覚障害者支援センター167件 三重県立聾学校（出前）0件 ※新型コロナウイルス感染症対策のため 県立聾学校の訪問なし(再開時期未定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話付き映像作品を拡充する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話付き映像作品の無料貸出を行います。</li> <li>・手話付き映像作品の製作に取り組みます。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実績予定	部局名	課名
<b>施策の展開(2)</b> 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等						
<b>【第8条第2項】</b> 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	<b>① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施</b> 手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう相談員や難聴を持つ相談員を配置し、聴覚障がい者からの相談に対応しました。 R2年12月末の登録相談員数：10人（R元：12人）</li> <li>・R2年12月末の相談件数：18件（R元：54件）</li> <li>・難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練のために、毎月第2木曜日に難聴・中途失聴者向け手話教室を6回開催しました。</li> <li>・令和2年度中の遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスの導入に向け、検討を進めています。</li> </ul> R2年12月末のセンター利用者数：2,161人（R元：4,316人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施する必要があります。</li> <li>・新たに導入する遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、利用促進に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応します。</li> <li>・日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会などが実施する研修へ積極的に参加し、相談対応力の向上を図ります。</li> <li>・関係機関や専門機関との連携を図るとともに、専門知識を有する相談員の登録を呼びかけます。</li> <li>・難聴・中途失聴者向け手話教室を開催します。</li> <li>・指字サークルへの支援を行います。</li> <li>・聴覚障害者や盲ろう者、県民を対象とした心のバリアフリー教室及び交流事業を開催します。</li> <li>・遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、周知により利用促進に努めます。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<b>② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討</b> ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度中の遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスの導入に向け、検討を進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、導入後は実施状況を検証する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、定期的実施状況を検証します。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課
<b>施策の展開(3)</b> 災害時等における手話による情報取得等のための措置						
<b>【第8条第3項】</b> 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	<b>① 福祉避難所の確保促進</b> 災害時等における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に通知を発出し、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。</li> <li>・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営出来るよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所は全29市町に確保されており、少しずつ増えてきていますが、不足している市町もあるため継続して働きかけを行う必要があります。</li> <li>・発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営出来るよう、引き続き運営マニュアルの策定の促進に取り組む必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、福祉避難所の確保促進及び、運営マニュアルの策定促進に向け、市町に働きかけます。</li> </ul>	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
	<b>② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築</b> 災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者支援サポーター研修の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症を考慮し中止しました。</li> <li>・R2年12月末のサポーター登録者数：128人（R元：129人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者災害支援サポーター制度の登録者を増やしていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催し、登録を推進します。</li> <li>・市町等に聴覚障がい者支援サポーターを派遣し、災害時における聴覚障がい者への支援について、啓発を行います。</li> <li>・啓発用ハンドブックを市町等に配布します。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<b>③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進</b> 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結市町と連携し、登録者名簿の更新を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波により特に迅速な避難が必要となる県南部の未締結市町について、協定締結に向けて取り組む必要があります。</li> <li>・協定締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結に向けて、未締結市町と協議を進めていきます。</li> <li>・協定締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課

基本的施策 2		手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】					
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度 of 取組概要	令和2年度(12月末時点) of 取組実績	取組の成果と課題	令和3年度 of 取組予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b> 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充  <b>【第9条】</b> 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	<b>① 手話通訳者等の派遣事業の実施</b> 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	・市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行いました。 R2年12月末派遣時間数 952時間 (R元：2,628時間)	・引き続き、市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行う必要があります。	・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>② 手話通訳者の人材育成推進</b> ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。	・津会場と伊勢会場の2箇所で手話通訳者養成講座(受講期間2年間)を開催しました。 ・伊勢会場(期間元-2年度)では4人が修了し、津会場(期間2-3年度)では5人が受講中です。 手話通訳者全国統一試験 R2年度：受験者28人 (R元：受験者28人、合格者6人)	・登録手話通訳者を確保するため、活動できる時間帯や地域バランスも考慮しながら、手話通訳者養成講座を実施する必要があります。	・県内2箇所で手話通訳者養成講座を開催します。なお、講座の開催場所については、現在検討しています。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施</b> 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。	・対策学習会を計13回実施し、延べ109人が参加しました。	・手話通訳者全国統一試験の合格者を増やすため、引き続き対策学習会を実施する必要があります。	・昨年度の合格者数の結果もふまえて、改善を図りながら、対策学習会を実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進</b> 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。	・手話通訳者現任研修を1回開催し、36人が参加しました。 ※養成担当講師連続講座は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止されました。	・引き続き、手話通訳者の技術の向上等に取り組む必要があります。	・手話通訳者スキルアップ研修の実施や養成担当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育成を推進します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等</b> 市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。	・全国手話検定試験について市町へ周知を行いました。	・市町における手話奉仕員養成から、県の手話通訳者養成へとつなげていく必要があります。	・手話奉仕員養成講座を未実施の市町に実施に向けて働きかけます。 ・県が策定したカリキュラムについて、市町で活用されるよう働きかけます。 ・全国手話検定試験に関する情報について、市町への周知を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>⑥ 手話サークル団体の交流促進等</b> 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。	・手話普及ガイドブックに三重県手話サークル連絡協議会加盟サークル一覧表を掲載し、市町等に配布しました。 ・三重県聴覚障害者支援センターや県のホームページ、三重県手話サークル連絡協議会のfacebook等で周知しました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、三重県聴覚障害者支援センター研修室の利用定員を制限したことで、少人数による会報発送作業などを中心に利用されました。	・引き続き、手話サークル団体の交流促進等を図る必要があります。 ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体について、情報提供を行う必要があります。	・手話サークル団体の交流促進等を図ります。 ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体に係る情報提供を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課	

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実績予定	部局名	課名
(続き)	<p>⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討</p> <p>情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。</p>	<p>・令和2年度中の遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスの導入に向け、検討を進めています。</p>	<p>・遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス等について、周知を図る必要があります。</p> <p>・遠隔手話通訳サービスの活用等について、幅広く検討する必要があります。</p>	<p>・遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後導入を予定されている電話リレーサービス等のICTを活用した意思疎通支援について、周知を図ります。</p> <p>・行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成</p> <p>令和3年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組めます。</p>	<p>・情報支援ボランティアの集合研修を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンラインによる研修を実施しました。</p> <p>・また、繰り返し学習できるようDVDを配布予定です。</p>	<p>・動画の視聴を基本とする学習方法で受講生が繰り返し学習する機会を保障しました。</p>	<p>・三重とこわか大会リハーサル大会等を通じて、情報支援ボランティア間の機運醸成を図っていき、本大会の各競技会場における情報保障に取り組んでいきます。</p>	国体・全国障害者スポーツ大会局	全国障害者スポーツ大会課

基本的施策 3		手話の普及等【条例第10条】					
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実績予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b> <b>【第10条第1項】</b> 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。	<b>県民が手話を学習する機会の確保等</b>						
	<b>① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載</b> 三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。	・県や聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・県や聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。	・県ホームページアクセス数は昨年度実績を上回っています。	・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、手話に関する情報発信に取り組みます。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発</b> 手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。	・「できるカモン」等を活用した普及啓発チラシ、ガイドブック、クリアファイル、ポスターを作成し、市町等に配布しました。 ・手話講座等の際に配布し、普及啓発を図りました。 ・市町等に手話チラシ等を提供し、手話啓発を支援しました。	・特に若い人に対して、手話の普及啓発を進める必要があります。	・「できるカモン」を活用した啓発資材(チラシ・クリアファイル等)を用いて、手話の普及啓発に取り組みます。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>③ イベント等を活用した手話の普及啓発</b> 関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。	・新型コロナウイルス感染症によりイベントが中止されたため、イベントを活用した普及啓発が実施できませんでした。	・イベント等を活用した手話の普及啓発を行う必要があります。	・様々なイベント等の機会を活用して手話の普及推進を図ります。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	<b>④ 県民向け手話講座の開催</b> 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。	・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生・事業者向け手話講座を計10回実施しました。 [社協4回、各種サークル3回、事業所(病院)1回、大学・短大・専門学校1回、高校1回]	・引き続き、幅広い方を対象に手話講座を開催する必要があります。	・県民、事業者、学生向け手話講座を実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度 of 取組概要	令和2年度(12月末時点) of 取組実績	取組の成果と課題	令和3年度の取組予定	部局名	課名
<b>施策の展開(2)</b> 県職員に対する手話研修等の実施						
【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を津、四日市、伊勢、伊賀、尾鷲の県庁舎で計5回実施し、43人が受講しました。	・引き続き、県職員及び市町職員に対する手話研修を実施する必要があります。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。	・県内関係機関(学校も含む)へ、インターネットを活用した研修講座を紹介する際に、本講座の周知を図りました。 ・特別支援学級等を新たに担当することとなった教職員を対象とした研修(聴覚障がい児教育分科会)を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	・インターネットを活用した研修講座では、本年度21人の受講がありました。 ・インターネットを活用した研修講座について、様々な機会を通して、講座内容を紹介したり、受講を推奨したりするなど、引き続き受講を促進する必要があります。	・5月に県内関係機関(学校も含む)へ、インターネットを活用した研修講座を紹介する際に、本講座の情報を掲載したり、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を推奨したりするなど、引き続き受講の促進に努めます。	教育委員会	研修・企画支援課 研修推進課
<b>施策の展開(3)</b> 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進						
【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。	・小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、社会性や豊かな人間性を育成するため、福祉施設や作業所の訪問、障がいのある人との交流を進めるなど、手話について学習する機会を含めて、福祉教育に取り組みました。 ・道徳科等において、さまざまな障がいをテーマとした教材等による学習を行いました。 ・国語や音楽で扱う教材をとおして、手話に触れ、学びました。また、学んだことを文化祭等の機会に発表するなどの取組を進めました。	・手話教室等による体験学習や、文化祭における手話講座など、各学校や各市町において、児童生徒が手話を学ぶ様々な取組が進められています。 ・各学校や各市町における好事例等、引き続き情報提供する必要があります。	・総合的な学習の時間を活用するなど、手話について学習する機会を含めた福祉教育が進められるよう、各市町教育委員会の指導主事等を対象とした会議等で情報提供していきます。	教育委員会	小中学校教育課
	② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。 ・部活動等において、生徒が手話を使った活動に取り組みました。	・引き続き、学校設定科目を開設し、手話に関する授業を実施できるようにする必要があります。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施します。 ・引き続き、部活動等において、生徒が手話を使った活動に取り組むよう、働きかけます。	教育委員会	高校教育課
	③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。	・学校間交流を、幼稚園2回、小学部4回、高等部2回実施しました。 ・リーフレット「手話で話してみませんか」を交流学習の場面や人権フェスティバルで活用することで、手話についての理解啓発を進めました。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学部によっては、対面での交流をひかえ、オンラインでの交流を実施しました。 ・リーフレットを見ながら実際に手話による挨拶や指文字を行うことで、児童生徒が手話をより身近に感じるようになりました。引き続き、リーフレットを活用し、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図る必要があります。	・引き続き、聾学校において小中学校・高等学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に進めます。 ・交流及び共同学習や様々な教育活動の場面において、リーフレットを活用し、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図ります。	教育委員会	特別支援教育課

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実組予定	部局名	課名
(続き)	<p>④ 人権学習指導資料の活用</p> <p>手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料(県教育委員会発行)の教材活用を各学校に働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人権学習指導資料の活用講座は中止しましたが、管理職や人権教育推進担当者等に、人権学習指導資料を紹介したり、障がい者の人権に係わる問題を解決するための取組の重要性や必要性を伝えたりしました。</li> <li>・年度末に学校における障がい者の人権に係わる問題を取り上げた学習の実施状況を把握します。</li> <li>・学習指導要領において、カリキュラムマネジメントが求められていることから、各教科の学習内容に関連した手話への理解を深めるための取組の実施状況を年度末に調査します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施方法を検討し、引き続き、障がい者の人権に関わる問題を解決するための学習を促進する必要があります。</li> <li>・各教科の学習内容に関連した手話への理解を深める取組を促進する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、子どもの発達段階に応じ、障がい者の人権に関わる問題を解決するための学習が系統的に行われるよう、学校が作成している人権教育カリキュラムの改善と、人権学習指導資料の活用を促進します。また、各教科における学習内容に関連した、手話への理解を深める取組の充実を図ります。</li> </ul>	教育委員会	人権教育課
	<p>⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催</p> <p>「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を12回開催しました。</li> <li>・御浜町で子ども手話教室を行いました。また、小学校でも手話の体験教室を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進しました。引き続き、学校出前授業等を実施して手話を使いやすい環境づくりを進める必要があります。</li> <li>・引き続き、子どもたちが手話を学ぶ機会を確保する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を開催します。</li> <li>・子ども手話教室を開催します。</li> </ul>	子ども福祉部	地域福祉課 障がい福祉課

基本的施策 4		ろう児等の手話の学習等【条例第11条】					
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度の取組概要	令和2年度(12月末時点)の取組実績	取組の成果と課題	令和3年度の取組予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b>	ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上						
	<p>【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>① <b>ろう児に対する手話教育の環境整備</b> 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。</p> <p>② <b>教職員に対する研修の実施</b> 聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。</p>	<p>・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざして、手話の学習に取り組みました。</p> <p>・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を13回実施しました。</p>	<p>・学校生活全般を通して、手話の学習及び手話による学習に取り組めました。引き続き、幼児期から手話の教育を受けられる環境を整備する必要があります。</p> <p>・手話研修会及び公開手話講座では、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容を実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から聾学校以外の教職員を対象とする「公開手話講座」は、中止としました)。引き続き、教職員を対象とした研修を実施し、手話に関する知識や技術の向上を図る必要があります。</p>	<p>・引き続き、聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。</p> <p>・引き続き、聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。 ・聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座について、計画的に実施します。</p>	教育委員会	特別支援教育課
<b>施策の展開 (2)</b>	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等						
	<p>【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>① <b>保護者に対する手話講習会等の実施</b> 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。</p>	<p>・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を14回実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。</p>	<p>・保護者を対象とした手話講習会では、より参加しやすい形式として初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者への手話に関する相談及び支援を継続して実施する必要があります。</p>	<p>・引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。</p>	教育委員会	特別支援教育課
<b>施策の展開 (3)</b>	聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保						
	<p>【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>① <b>乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施</b> 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。</p> <p>② <b>聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等</b> 三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児(0歳児)と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。</p>	<p>・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を14回実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。</p> <p>・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児(0歳児)の保護者を対象とし、0歳児集団療育グループ「つくしんぼ」において、感染防止のため、5グループに分け2回(延べ10回)の手話学習会を開催しました。</p>	<p>・保護者を対象とした手話講習会及び個別の相談を実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、9月からの実施となりました)。引き続き、保護者を対象とした教育相談等を継続して実施し、保護者の手話に関する学習の機会を確保する必要があります。</p> <p>・聴覚障がいのある乳児の子育てにおいて、手話が親子関係を築く一助となっています。 ・各保護者に対する手話学習会の実施回数の減少を補えるよう、実施方法を工夫する必要があります。</p>	<p>・引き続き、聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。</p> <p>・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援センターにおいて、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。</p>	教育委員会	特別支援教育課
						子ども福祉部	子ども心身発達医療センター障がい福祉課

基本的施策 5		事業者への支援【条例第12条】					
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実績予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b> 事業者のろう者へのサービス提供時 又はろう者雇用時における手話の使 用に関する合理的配慮への支援  <b>【第12条】</b> 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供する とき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の 使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対 して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	<b>① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣</b> 県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。	・9月から11月の県内の障がい者就職面接会（桑名、四日市、松阪）に、手話通訳者の派遣を行いました。	・就職面接会において、手話通訳のサービスを提供したことで、企業とろう者のマッチングにつなげることができました。	・引き続き、県が共催する障がい者就職面接会への手話通訳者の派遣を行い、開催を支援します。	雇用経済部	雇用対策課	
	<b>② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知</b> 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。	・例年、企業を対象に開催される研修等が新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかったため、手話言語条例に関する資料を配布できませんでした。	・今後さらに周知を徹底するためには、周知の手法に工夫をこらす必要があります。	・引き続き、労働局等と連携し、雇用の分野における合理的配慮の一例としての手話の使用について、周知を図ります。	雇用経済部	雇用対策課	
	<b>③ 観光施設等における情報保障の推進</b> バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。	・宿泊施設4施設、観光施設2施設を対象に、聴覚障がいを持つ方々への対応状況に関する実態調査を行うとともに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆談なども含め、聴覚障がいを持つ方々とのコミュニケーション方法やポイントについてアドバイスを行いました。  令和3年1～3月：2施設で実施予定	・バリアフリー観光をさらに推進するため、引き続き、宿泊施設や観光施設に対する実態調査、施設管理者へのアドバイスに取り組む必要があります。	・令和2年度に引き続き、県内の宿泊施設等5施設以上を対象に、聴覚障がいを持つ方々への対応状況に関する実態調査を行うとともに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆談なども含め、聴覚障がいを持つ方々とのコミュニケーション方法やポイントについてアドバイスを行います。	観光局	観光政策課	
	<b>④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進</b> 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用に関する合理的配慮について周知を図ります。	・厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」を県ホームページで紹介するなど、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所に対して、合理的配慮の実施について周知を図りました。	・障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所に対して、引き続き周知を図る必要があります。	・引き続き、合理的配慮の実施について、周知を図ります。	子ども・福祉部 医療保健部	障がい福祉課 長寿介護課	
	<b>⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知</b> 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。	・「医療ネットみえ」において、手話対応可能な医療機関が検索できるようシステムを維持管理するとともに、県民からの問い合わせには、検索できる旨を説明・周知しました。	・手話対応が可能な医療機関は、令和2年12月末で29医療機関となりました。現状として当該情報の提示は、医療機関の任意であることから、引き続き医療機関に対して周知し、協力を得ていく必要があります。	・引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。 なお、将来的に、全国統一の医療機関検索システムに移行していく見込みとなっており、当該情報が表示検索できるシステムとなるかどうか、引き続き情報収集に努めます。	医療保健部	医療政策課	

基本的施策 6		手話に関する調査研究の推進【条例第13条】				
条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和2年度(12月末時点)の実績	取組の成果と課題	令和3年度の実績予定	部局名	課名
<b>施策の展開 (1)</b> ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等 <b>【第13条】</b> 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	<b>① 手話に関する調査研究への協力</b> ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・令和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた新しい手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みました。(全国障害者スポーツ大会課)	・手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力する必要があります。	・引き続き、令和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた新しい手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みます。(全国障害者スポーツ大会課)	子ども・福祉部	障がい福祉課

[数値目標の現状]

項目	計画策定時	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度目標
登録手話通訳者数(県) ※1	92人	99人	103人	106人	113人 (12月末時点)	120人
手話通訳者の派遣件数(県) ※2	644件	685件	796件	756件	350件 (12月末時点)	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	59.4%	63.1%	64.2%	72.7%	72.9%	80%
ホームページアクセス数 ※4	-	2,114件	2,030件	2,647件	2,619件 (12月末時点)	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※5	約200人	376人	866人	1,292人	1,469人 (12月末時点)	1,000人

- ※1 3月31日時点の登録者数
- ※2 県の実績+三重県聴覚障害者支援センターの実績
- ※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合(県キッズ・モニターアンケート)
- ※4 県の手話言語条例ホームページのアクセス数
- ※5 令和2年度目標は平成29年度～令和2年度の累計